

市民参加協働部・上田地域自治センター

平成28年度 重点目標

- 1 地域内分権確立に向けた地域の自治の推進
- 2 参加と協働のまちづくりの推進
- 3 住民自治に向けた取組への支援
- 4 人権が尊重され男女がともに参画できるまちづくり
- 5 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生のまちづくり

平成28年度 重点目標管理シート

重点目標	地域内分権確立に向けた地域の自治の推進		部局名	市民参加協働部 上田地域自治センター	優先順位	1位
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 ひと・地域の輝き戦略 施策体系 地域主体のまちづくりを進める地域内分権推進	2014市長マニフェスト における位置付け	- 2 -	
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(3) 市民満足度を向上させる、人・組織の改革 カ 地域内分権による地域の自治の推進					
現況・課題	<p>市民協働による新たな住民自治の創出を目指し、新市発足以降、まちづくりの基本に据えて進めている「地域内分権」については、最終工程と位置付ける第4ステージを迎える中、地域において住民が主体となる「住民自治組織」の設立を目指すとともに、その活動に対する支援策として「地域担当職員」の配置及び「地域予算」の確立に向けて取り組んでいます。</p> <p>「住民自治組織」について、まずは住民代表と市職員で構成する「地域経営会議」を地域協議会単位で設立いただき、住民自治組織の設立をはじめ、今後のまちづくりの検討を経て設立いただくこととしています。平成26年度に「神科・豊殿」、「川西」、「丸子」の3地域をモデル地区とし、「地域経営会議」が平成27年3月に設立され、平成27年度には住民自治組織の設立などについて検討が行われ、川西、丸子については平成28年3月に住民自治組織が設立され、神科・豊殿についても28年度早期設立の見通しがつきました。モデル地区以外の城南、塩田、真田、武石地域においても平成28年3月に地域経営会議が設立され、市内の多くの地域で地域内分権の機運が高まりつつあります。</p> <p>今後は、市内全域で地域内分権の足並みが揃えられるよう取り組むとともに、地域内分権の進捗に合わせ、市の支援策も更に整えていく必要があります。</p>					
目的・効果	自治基本条例の基本理念を踏まえ、地域住民自らが参加・参画し、地域内の課題を解決できる仕組みを構築することにより、地域住民と行政の協働による地域自治を確立し、地域が健康で元気なまちを創り上げることで「健(康)幸(福)都市」の実現を目指します。					
取組項目及び方法・手段(何をどのように)	期間・期限(いつ・いつまでに)	数値目標(どの水準まで)	中間報告(目標に対する進捗状況・進捗度)	期末報告(目標に対する達成状況・達成度)		
住民自治組織の設立促進と組織運営の定着化 ・住民自治組織の初年度にあたり、組織運営と活動の円滑な推進の基礎づくりを支援します。 ・地域経営会議を設立した城南、塩田、真田、武石地域では、住民自治のあり方などについて検討を進め、住民自治組織の設立を促進します。 中央及び西部地域では地域経営会議の設立を促進します。	年度末まで	・住民自治組織におけるまちづくり計画策定や、住民周知の取り組みを支援します。 ・地域経営会議を設立した地域では、まちづくり計画原案の策定などを進め、住民自治組織の設立を目指します。 ・中央、西部の2地域では、地域経営会議の設立を促進します。	設立された神科、豊殿、川西、丸子の4つの住民自治組織に対し、部会の開催、アンケートの実施などによる「地域まちづくり計画」の策定や、組織定着化のための広報活動などに、人的支援、財政的支援を行っています。 城南、塩田、真田、武石の4地域では、地域経営会議をそれぞれ月1回程度開催しており、地域課題の洗い出し作業や先進地視察実施などの取組を支援しています。 中央、西部地域においては、地域協議会や地区自治会連合会、地域振興団体などと地域内分権に関する意見交換などを行い、地域経営会議の設立促進に努めています。	神科、豊殿、川西、丸子の4つの住民自治組織では、組織運営の定着化に合わせて、部会ごとによる地域まちづくり計画の策定やアンケートの実施などが行われており、それに対し人的支援、財政的支援を行いました。 城南、塩田、真田、武石の4地域では、地域経営会議をそれぞれ月1回程度開催しており、地域課題の洗い出し作業や先進地視察実施などに取り組む中、武石では3月30日に住民自治組織を設立、他の3地域でも平成29年度の早い時期に設立の見通しとなりました。 中央、西部地域においては、地域協議会や地区自治会連合会、地域振興団体などと地域内分権に関する意見交換などを行い、西部地域では12月26日に地域経営会議が設立されました。また、中央地域では地区自治連ごとの話し合いを行いました。		
地域担当職員の配置 地域担当職員を地域自治センター等に配置し、地域内分権に対する機運の醸成をはじめ地域経営会議や住民自治組織など地域の取組を支援します。	年度末まで	地域自治センター等に地域担当職員を配置し、地域経営会議や住民自治組織の設立を促進します。 また設立組織の運営や活動の円滑な推進に向け、連携・支援します。	神科・豊殿、川西、丸子地域において引き続き「地域担当職員」を配置し、設立された住民自治組織の活動を支援し、定着化の促進を図っています。また塩田、真田、武石地域においては引き続き、城南地域においては新たに「地域担当職員」を配置し、住民自治組織設立に向けて地域経営会議の運営を支援しています。中央、西部地域においては、地域振興政策幹、市民参加・協働推進課職員が同様の任務を担当しています。	地域担当職員を配置した神科・豊殿、川西、丸子地域においては設立された住民自治組織の活動を支援し、定着化の促進を図り、また塩田、真田、武石、城南地域においては住民自治組織設立に向けて地域経営会議の運営を支援しました。中央、西部地域においては、地域振興政策幹、市民参加・協働推進課職員が同様の任務を担当しました。		
地域予算の確立 モデル地区(神科・豊殿、川西、丸子地域)で設立された(あるいは設立予定の)住民自治組織に対して交付金による支援を行うほか、交付金の本格的な制度確立に向けて庁内で更に検討を行います。	年度末まで	モデル地区で設立された住民自治組織に交付金を交付するとともに、交付金の最終的な制度確立を見据えて庁内で更に検討を進めます。	地域内分権の確立に向けた支援制度として新たな交付金制度構築のため、交付金制度庁内検討委員会を組織し、現在、関係課所との協議・検討を進めています。 引き続き交付金の最終的な制度確立に向け、更に協議・検討を進めます。	地域内分権の確立に向けた支援制度である交付金制度構築のため、庁内検討委員会を組織し、関係課所との協議・検討を進め、平成29年度の交付金について、新たに設立される地域を含め所要の予算措置を行いました。 H29以降、わがまち魅力アップ応援事業の予算を交付金に転換する方針を決定。引き続き制度確立に向け、協議・検討を進めます。		
地域協議会の今後のあり方の検討 全市的な住民自治組織の設立を見据え、新市発足以降設置している「地域協議会」の今後のあり方について検討を行います。	第6期(H28~H29)の間	地域協議会の今後のあり方について検討を進めます。	住民自治組織設立地域では、地域協議会の開催頻度を毎月1回から必要の都度へと見直しており、こうした状況や住民自治組織設立の進捗を踏まえ、検討を進めます。	住民自治組織設立地域では、地域協議会の開催頻度を毎月1回から必要の都度へと見直しており、こうした状況や住民自治組織設立の進捗を踏まえ、引き続き検討を進めます。		
市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			取組による効果・残された課題			
「住民が主役のまちづくり」の仕組みとなる地域内分権確立に向けた取組である。			中央地域での地域経営会議設立を促進し、市内全域で住民自治組織設立を行い、地域内分権の足並みを揃え、交付金制度の確立を目指すとともに、地域協議会のあり方について方向付けを行う必要があります。			

平成28年度 重点目標管理シート

重点目標	参加と協働のまちづくりの推進		部局名	市民参加協働部	優先順位	2位
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第1節 参加と協働による自治の推進	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 ひと・地域の輝き戦略 施策体系 地域主体のまちづくりを進める地域内分権推進	2014市長マニフェスト における位置付け	- 2 -	
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1)住みたい住みたいと思うまちづくりへの改革 (3)市民満足度を向上させる、人・組織の改革		オ 市民と行政との情報共有化の推進 カ 地域内分権による地域の自治の推進			
現況・課題	上田市の自治の基本原則を定める「自治基本条例」については、平成23年4月に施行から5年目にあたる平成27年度に、市民15名による上田市自治基本条例検証委員会による検証を行い、条例の改正を行いました。条例検証委員会から提言（条例の改正、逐条解説の見直し、条例の運用にかかる提言）など、条例の見直しを契機に、条例に対する職員の理解を深めるほか、様々な機会を捉え、工夫しながら、自治基本条例の理念の浸透に努める必要があります。 また、この条例に掲げる「参加と協働」の理念を具体化していくため、平成26年度に策定した「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、必要な環境づくりに取り組むとともに、まちづくりの担い手として位置づける地域コミュニティの支援や、地域リーダーの育成に取り組む必要があります。					
目的・効果	上田市自治基本条例について、検証委員会からの提言や「協働のまちづくり指針」を基に、市民参加と協働推進の環境づくり、地域コミュニティの活動支援、さらに地域リーダーの育成に取り組むことによって、自治基本条例を実効性あるものにしていきます。					
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
自治基本条例の基本理念「参加と協働」の具体化 (1)自治基本条例の浸透・周知に取り組みます。 (2)自治会のコミュニティ活動の支援に取り組みます。 (3)「協働のまちづくり指針」に基づく、協働の理解促進と協働推進のための環境づくりに取り組みます。 (4)パブリックコメントの制度化に取り組みます。	年度末まで	(1)自治基本条例逐条解説を改訂し、周知に活用します。 (2)各種助成制度による支援のほか「自治会対象補助制度等資料集」の充実等により、自治会運営の手引きとなる情報提供を行います。 (3)市民、市職員を対象とした市民協働フォーラムを開催します。 (4)パブリックコメントの制度化を検討します。	(1)自治基本条例検証委員会の提言を受け28年3月に改正した自治基本条例について、広報(5/1号)等により市民周知を行ったほか、逐条解説の改訂(H29.1予定)に向け準備中です。 (2)申請書様式等をホームページに掲載し、利便性を向上しました。資料集についても29年3月開催の自治会連合会総会での配布に向け整備中です。 (3)市民フォーラムの開催(H29.2予定)に向け準備中です。 (4)制度化に向け、これまでの検討経過や他市事例等について調査研究中です。	(1)自治基本条例検証委員会の提言を受け28年3月に改正した自治基本条例について、概要を広報(5/1号)に掲載し周知を図ったほか、逐条解説の改訂(H29.3)、職員研修(H29.2.18)を行いました。 (2)申請書様式をホームページからダウンロードできるようにして利便性の向上を図りました。資料集も再編集して読みやすくし、H29年3月開催の自治会連合会総会での配布を行いました。 (3)H29.3月に協働フォーラムを開催し、東洋大准教授小島貴子氏による講演会と協働の事例発表を行いました。(70人参加) (4)制度化に向け、県内他市の状況を調査しました。		
地域リーダーの育成・確保 市民の地域活動への意識と参加を喚起するための人材育成を進めます。 (1)参加しやすい一般向け講座を開催します。 (2)より実践的な講座を、今後の人材活用を検討しながら開催します。 (3)まちづくりに関わる様々な人材を登録し活用につなげる人材バンク制度の検討を行います。	年度末まで	(1)「地域づくり人材育成講座」(一般向け)を引き続き開催します。 (2)実地研修、現場視察などにより、より実践的な知識を得るための講座を開催します。 (3)人材バンク制度の先進事例等の調査・研究を行います。	(1)長野大学と連携し、全6回の講座を「まちなかキャンパス」で開催します。(10月4日~12月) (2)地域づくり人材育成講座(ステップアップ)として11月に全2回開催します。(10月1日から受講生募集中) (3)制度検討の基礎資料として、先進事例等の調査・研究を進めています。	(1)長野大学と連携し、「協働のまちづくり」や「まち歩きワークショップ」等、全6回の講座を「まちなかキャンパス」を会場に開催しました。(10月4日~12月13日)(受講者28人、4回以上受講者を修了者10人) (2)地域づくり人材育成講座(ステップアップ)を11月19、20日に開催し、NPO法人グランドワーク三島の視察と実地研修を行いました。(10人参加) (3)制度検討の基礎資料として、先進事例等の調査・研究を行いました。		
わがまち魅力アップ応援事業による地域の主体的な取組の促進 (1)平成28年度事業を有効かつ適切に実施します。 (2)事例集の発行など周知に努め、効果的な活用につなげます。 (3)住民自治組織への交付金制度の構築に合わせ補助制度のあり方について検討します。	年度末まで	(1)複数回募集を行うほか採択事業を積極的に支援します。 (2)事例集やポスターを作成し、自治会等関係団体へ配布、周知するなど、取組の拡大を図ります。 (3)事業の成果等を検証し、今後の制度のあり方を検討します。	(1)今年度事業として応募のあった事業は2回目までの募集で市全体で121件あり、このうち117件、補助総額約6,000万円の事業を採択し、自治会や市民活動団体の主体的な取り組みを支援しています。9月に行った第3回目の募集では、市全体で5件の応募があり、地域協議会等で審査を行う予定。 (2)平成27年度実施事業の事例集について、12月に発行予定で作成に着手しており、関係者や自治会などへの配布、地域協議会での報告会の実施などにより、周知を図ります。 (3)補助制度の見直しも含めて、住民自治組織への交付金制度の検討を進めています。	(1)平成28年度は116件(継続87件、新規29件)の事業を採択し、総額で5,114万円余の補助を行いました。 (2)平成27年度実施事業の事例集を12月に700部発行し、関係者や自治会などへ配布したほか、地域協議会での報告会の実施、本庁舎等でのパネル展示や市HPへの掲載などにより、広く周知を図りました。 (3)住民自治組織への交付金制度と併せて補助制度の見直しを行い、平成29年度以降、補助金の財源を交付金の財源に振り替えていくこととしました。これに伴い、補助金の予算規模を段階的に縮小し、新規募集は平成31年度までとすることを決定しました。		
特記事項	市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 自治基本条例や、協働指針に基づく、市民参加・協働の基本となる取り組みである。		取組による効果・残された課題 ・地域づくり人材育成講座の修了者等を地域づくりの担い手として確保していく必要があります。 ・わがまち魅力アップ応援事業の予算規模を段階的に縮小していくことに伴い、募集回数や時期の検討が必要になります。			

重点目標		住民自治に向けた取組への支援		部局名	上田地域自治センター	優先順位	3位
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 ひと・地域の輝き戦略 施策体系地域主体のまちづくりを進める地域内分権推進		2014市長マニフェスト における位置付け		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け							
現況・課題	各地域では、第二次上田市総合計画に位置付けられた「地域特性と発展の方向性」の実現に向けた地域課題の解決や新たな価値を創造する活動など、自治会や振興会、市民活動団体等による主体的な取組が展開されています。住民自治による「地域の個性や特性を生かした魅力ある地域づくり」を進めるためには、地域コミュニティの活性化や団体間の連携（ネットワーク化）を一層推進し、住民が主体となって自ら「決定」し「実行」する機能を有した組織づくりを進める必要があります。						
目的・効果	市民と行政が地域課題や目的意識を共有し、役割と責任を担い合いながら連携、協力することで、自治基本条例に掲げる参加と協働を具現化し、地域のことは地域で考え、行動する地域づくりを推進することにより、地域内分権確立に向けた機運の醸成を図ります。						
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
地域経営会議「神科・豊殿住民自治組織設立準備会」による住民自治組織の設立及び設立後の支援をするとともに地域おこし協力隊等による地域活動の支援する。 (豊殿地域自治センター)	年度末まで	地域経営会議の運営を支援して早期の組織の設立と設立後の円滑な運営を支援します。わがまち魅力アップ応援事業や地域おこし協力隊事業により地域活動を支援します。	神科まちづくり委員会が5月、豊殿まちづくり協議会が7月に設立され、両団体で部会を設置し、活動を開始した。交付金を得てそれぞれの地域の課題解決を図る初めての試みで、運営について議論が開始されている。両団体をサポートしていく。わがまち魅力アップ応援事業は10事業が採択されている。地域おこし協力隊は2年目となり活発に活動を続けている。	神科と豊殿のそれぞれの住民自治組織は各部会で定期的に部会を開催し、まちづくり計画を策定中 地域おこし協力隊は地域の情報発信のため新たな機器を準備し、精力的に情報発信を続けている。 わがまち魅力アップ応援事業についても、地域の振興、活性化のため10事業が実施された。			
地域活動への支援を通じて地域におけるまちづくりの機運を高め、住民が主体となった自治の仕組みづくりの検討を進めます。 (塩田地域自治センター)	年度末まで	わがまち魅力アップ応援事業等を活用して地域のまちづくり活動を支援するとともに、自治会や関係諸団体等が連携した塩田地域に相応しい自治の仕組みの構築に向けて住民の皆さんと検討を進めます。	わがまち魅力アップ応援事業により13件（第2回募集分まで新規1件、継続12件）の住民の主体的な取組を支援しています。 住民自治組織の設立に向け、塩田地域自治組織設立検討委員会（地域経営会議）を5回開催するとともに、7月には先進地視察（新潟県十日町市、富山県射水市）を実施して住民代表の皆さんと検討を重ねています。	わがまち魅力アップ応援事業により13件（新規1件、継続12件）の住民の主体的な取組を支援しました。 住民自治組織の設立に向け、塩田地域自治組織設立検討委員会（地域経営会議）で住民代表の皆さんと検討を重ねた結果、平成29年度の早い時期に住民自治組織（仮称）塩田まちづくり協議会）を設立していくことになりました。			
住民自治組織(川西まちづくり委員会)の活動を支援するとともに、地域おこし協力隊等により地域住民が主体的に取り組む活動を支援します。 (川西地域自治センター)	年度末まで	住民自治組織の円滑な活動実施を支援するとともに、わがまち魅力アップ事業や地域おこし協力隊事業により地域活動を支援します。	住民自治組織(川西まちづくり委員会)の活動について正副会長会他3回、各部会24回の会議開催を支援しました。 わがまち魅力アップ事業は、継続事業5件を採択しました。 地域おこし協力隊の活動について、関係団体と5回の定期協議を実施しました。	住民自治組織(川西まちづくり委員会)の活動について正副会長会他6回、各部会53回の会議開催を支援しました。 わがまち魅力アップ事業は、継続事業5件を採択しました。 地域おこし協力隊の活動について、関係団体と8回の定期協議を実施しました。			
特記事項	市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点		取組による効果・残された課題				

重点目標		人権が尊重され男女がともに参画できるまちづくり		部局名	市民参加協働部	優先順位	4位
総合計画における位置付け	第1編 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第1節 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現 第2節 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を十分発揮できる社会の実現	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系	2014市長マニフェスト	における位置付け		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け							
現況・課題	上田市の人権施策の基本的な事項を定めた「上田市人権尊重のまちづくり条例」及び「上田市人権施策基本方針（第一次改訂）」に沿って、あらゆる人権問題の解決に向け、人権意識の高揚を図るなど人権施策総合的に進めていく必要があります。特に児童虐待、いじめ、DV、インターネットによる人権問題のほか新たに発生する人権問題への対応などが求められています。 男女共同参画の推進では、施策の基本的な事項を定めた「上田市男女共同参画推進条例」に沿って策定された「第2次上田市男女共同参画計画（H24～H28）」に基づき、市民一人ひとりが性別に関わりなく、心豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して取り組む必要があります。また、本年度で現計画が終了することから、平成29年度を初年度とする「第3次男女共同参画計画（H29～H33）」の策定作業を行う必要があります。						
目的・効果	人権尊重の都市宣言をもつ上田市にとって、市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することは最も必要なことであります。そのためにも「上田市人権施策基本方針（第一次改訂）」に基づき、各種施策を進める必要があります。「人権尊重」の意識が市民にとってより身近なものとなるよう啓発、相談及び支援体制を整え、差別のない明るいまちづくりを目指します。 本年度は「第2次上田市男女共同参画計画」（平成24年度から28年度）の最終年となります。計画しているさまざまな分野での取り組みにより、女性と男性が互いに人権を尊重し合い、それぞれの能力を発揮できる社会の実現を目指します。						
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
人権等に関する相談・支援体制の整備と充実 (1)人権擁護委員による人権相談 上田・丸子・武石・真田の各地域での特設相談（上田・丸子月1回、真田年2回、武石隔月1回） 毎週月・水・金曜日の常設相談（法務局連携） 女性の悩み相談、子ども人権相談 (2)同和問題に関する相談 隣保館及び市民団体による人権相談	(1)通年 (2)通年	人権擁護委員の相談事業を法務局と連携し、相談体制作りを進めます。同和問題については、隣保館と関係団体と連携し進めます。	(1)人権擁護委員による人権相談 人権悩みごと相談を毎週月・水・金曜日（法務局）、上田・丸子地区（月1回）、真田地区（年2回）、武石地区（偶数月1回）で実施したほか、人権擁護委員の日特設相談（3か所）、女性の悩みごと相談、子ども心配ごと相談（2か所）を実施しました。 (2)同和問題に関する相談 解放会館（3館）、解放センター及び部落解放同盟上田市協議会において相談を実施しました。	(1)人権擁護委員による人権相談 人権悩みごと相談を毎週月・水・金曜日（法務局）、上田・丸子地区（月1回）、真田地区（年2回）、武石地区（偶数月1回）で実施したほか、人権擁護委員の日特設相談（3か所）、女性の悩みごと相談、子ども心配ごと相談（2か所）、人権週間中の人権相談を実施しました。 (2)同和問題に関する相談 解放会館（3館）、解放センター及び部落解放同盟上田市協議会において相談を実施しました。			
男女共同参画事業の推進 (1)「第2次上田市男女共同参画計画」の啓発 出前講座や男女共同参画コミュニケーターによる啓発推進、研修会の開催 (2)市民フェスティバルの開催 (3)女性団体の合同事業・研修会の開催 (4)講演会、講座の開催 (5)事業者表彰の実施 (6)男女共同参画の策定 ・男女共同参画推進委員会での検討 ・素案の策定 ・パブリックコメントの実施 ・計画案の答申	(1)通年 (2)7月9日 (3)通年 (4)通年 (5)3月 4月～2月 10月 11月～12月 2月	第2次上田市男女共同参画計画の啓発を市民と協働し取り組みます。また、女性団体の研修などグループ間交流を進めます。 ・講演会 2回 ・講座 2講座 ・研修会 1回 ・表彰 2団体 上田市男女共同参画推進条例に基づき第3次上田市男女共同参画計画を策定します。	(1)出前講座 4回 (2)市民フェスティバル 事業者表彰発表・講演会「絶望の国・希望の国ズレている社会でどう生きる」7/9 参加者180人 (3)女性団体合同会議3回 (4)講演会2回 (5)男女共同参画推進事業者表彰広報うた9/16にて募集記事掲載 (6)男女共同参画推進委員会で審議（4回開催） 庁内会議（1回開催）	(1)出前講座 5回 (2)・市民フェスティバル 事業者表彰発表・講演会 「絶望の国・希望の国ズレている社会でどう生きる」7/9 参加者180人 ・10周年記念事業 上映会「うまれる」ほか 11/23 参加者670人 ・10周年記念事業 フォラム「災害とこれからの地域コミュニティ」12/17 参加者138人 (3)女性団体合同会議8回（10周年記念事業実行委員会） (4)講演会3回（シルキーフォーラム、国際女性デーほか1回） (5)男女共同参画推進事業者表彰 3事業者表彰 (6)・男女共同参画推進委員会で審議（全6回開催） ・庁内会議（1回開催）及び庁内ワ・キング ・パブリックコメント、市民団体の公聴会 ・3/10答申			
平和啓発のための市民団体との協調 (1)原爆パネルの貸出：小中学校、公民館等へ貸出 (2)市民運動団体との協調：平和リレーの受入 (3)関係団体との連携：平和首長会議からの情報収集	(1)通年 (2)7～8月 (3)通年	「非核平和都市」宣言をしている上田市として、原爆パネルの貸出、市民運動団体との協調と平和首長会議との連携を図ります。	(1)平和首長会議との連携により、情報収集や原爆パネルの展示（中央公民館、城南解放会館、塩田解放会館、丸子地域自治センター、真田地域自治センター、武石公民館）や原爆死没者の慰霊・平和祈念の黙とうの周知を行いました。 (2)7月7日に行われた「平和行進」と8月3日に行われた「反核平和リレー」へ支援を行いました。	(1)平和首長会議との連携により、情報収集や原爆パネルの展示（中央公民館、城南解放会館、塩田解放会館、丸子地域自治センター、真田地域自治センター、武石公民館）や原爆死没者の慰霊・平和祈念の黙とうの周知を行いました。 (2)7月7日に行われた「平和行進」と8月3日に行われた「反核平和リレー」へ支援を行いました。			
市民プラザ・ゆう事業の推進 (1)主催講座として資格取得支援講座などの開催 (2)“女性相談員によるなんでも相談”開催 毎週火曜・木曜日等に実施	(1)通年 (2)通年	資格取得支援などの講座を開催し、女性労働者の教養及び能力の向上と福祉の増進を図ります。 女性相談員による相談事業を週2回、弁護士相談月1回を行ない問題解決の一助とします。市民プラザ・ゆう主催講座14講座	(1)知識教養講座、スキルアップ講座、マインドアップ講座など6講座を実施しました。 (2)毎週火曜日、木曜日に“女性相談員によるなんでも相談”と毎月第4木曜日に“女性弁護士による法律相談”を実施しました。	(1)知識教養講座、スキルアップ講座、マインドアップ講座など14講座を実施しました。 (2)毎週火曜日、木曜日に“女性相談員によるなんでも相談”と毎月第4木曜日に“女性弁護士による法律相談”を実施しました。			
特記事項	市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点		取組による効果・残された課題				

重点目標		外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生のまちづくり		部局名	市民参加協働部	優先順位	5位
総合計画における位置付け	第1編 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第3節 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系		2014市長マニフェスト における位置付け		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け							
現況・課題	上田市の外国籍市民数は、平成28年4月1日現在で58か国、3,281人で、県内で3番目に多い自治体です。外国籍市民数は経済情勢などにより減少していますが、永住者が増加し定住化が進む中で、医療保険や年金、防災など生活者としてさまざまな課題が生じています。 こうした定住化傾向にある外国籍市民が地域に長く住み続けていくためには、市民として自立し、さらには社会参加を促していく必要があります。なかでも、親世代の定住化により、日本に長くとどまることになる外国籍の子どもたちは、日本人とともに将来のまちづくりを支える力となることから、自立に向けた総合的な取り組みが必要とされています。						
目的・効果	少子高齢化の進行により、生産年齢人口は減少を続けると予測されています。将来にわたって社会・経済活動を持続的に発展させていくためには、労働者としての側面ばかりでなく生活者として外国籍市民が果たす役割は重要なものとなっています。さらに、日本で生まれるなどした外国籍の子どもたちは、次の世代の担い手となることから、市民として社会で活躍するための将来設計を描ける力を養う必要があります（平成27年5月1日現在の外国人児童生徒の小中学校在籍数191人）。 また、地域住民として定住している外国人と日本人が交流を深め、お互いを理解しながら共に生きるまちづくりを進めることにより、双方にとって住みやすく、安心安全なまちが形成されていきます。						
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
上田市多文化共生推進協会（AMU）を核とした多文化共生事業の推進 多文化共生事業を推進するAMU（市民、地域グループ、団体、企業、行政等で構成・連携）の運営を支援するとともに、活動の企画・運営への外国人の参画を促します。	通年	下記の企画・運営の場を設けます。 (1) 総会（年1回） (2) 理事会（年4回程度） (3) 専門部会（交流・学習部会） (4) 実行委員会（必要の都度結成） (5) 会員交流会（年1回）	(1) 総会を5月に開催しました。 (2) 理事会を2回開催しました。 (3) 専門部会（交流部会、学習部会）を開催しました。 (4) うえだ多文化交流フェスタの実行委員会を結成しました。	(1) 総会を5月に開催しました。 (2) 理事会を3回開催しました。 (3) 専門部会（交流部会4回、学習部会5回）を開催しました。 (4) うえだ多文化交流フェスタの実行委員会を結成しました。 (5) 会員交流会を12月に開催しました。			
多文化共生のまちづくりに係る市民理解の促進と外国籍市民の自立支援（AMU交流部会との連携） (1) 市民の理解を深めるため、多文化共生に関する講演会等を開催します。 (2) 外国籍市民へのさまざまな支援やイベント等を通じて、市民の理解と参画を進めます。 (3) 外国籍市民の自立と社会参加を促します。	通年	多文化共生のまちづくりに対する市民の理解が深まり、参加・協力が得られるよう、多文化交流フェスタや講演会等を開催します（フェスタ1回、講演会1回）。社会参加を促すため、日本人と結婚した外国籍市民を対象に交流会を実施します（交流会3回）。	(1) 異文化理解講演会を開催しました。 (2) 野外交流会を武石地域で開催しました。 (3) 外国籍市民が発案した交流会を、外国籍市民を対象として実施しました。	(1) 異文化理解講演会を1回開催しました。 (2) 野外交流会を武石地域で1回開催しました。また、参加者同士でお互いの国の習慣を知るイベントを1回開催しました。 (3) 外国籍市民が発案した交流会を、外国籍市民を対象として2回実施しました。また、外国籍市民が講師となった講座を3回実施しました。			
外国籍市民の日本語習得事業の充実と第二世代（子ども）の育成（AMU学習部会との連携） (1) 日本語ボランティア養成講座等により、指導者の養成と技術の向上を目指すとともに、日本語教室の運営を支援します。 (2) 外国籍児童・生徒が自ら未来を切り拓いていけるよう学習サポートを学校、地域で行います。	通年	(1) 生活していく上での基盤となる日本語を習得するために、ボランティア養成講座2コースを実施します。 (2) 学習言語としての日本語の習得を目指し、子ども学習支援ボランティアを学校等へ派遣します。	(1) 広報うえだや報道機関で、ボランティアを募集することとしました。 (2) 日本語や学習を支援するために、市民ボランティアを小中学校等に派遣しました。また、教育・進学ガイダンスを県国際化協会と連携して実施しました。	(1) 広報うえだや報道機関でボランティアを募集したところ7名の応募があり、支援体制が充実しました。 (2) 日本語や学習を支援するために、市民ボランティアを小中学校等に派遣しました。また、教育・進学ガイダンスを県国際化協会や市教育委員会と連携して実施しました。			
外国籍市民への情報提供と相談窓口の充実 多言語で対応可能な職員を配置し、さまざまな相談に応じるとともに、多言語で情報発信を行います。	通年	(1) 多言語の広報紙を発行するほか、生活情報をメールで配信します（170人）。 (2) 外国人総合相談窓口で、複雑・多様化する相談に対応します。 (3) 行政相談会を1回実施します。	(1) ポルトガル語（毎月）と中国語（隔月）で広報紙を発行しました。また、6月から同広報（ポルトガル語）のメール配信を再開しました。 (2) 多言語で対応可能な職員を窓口配置し、住民登録関係等の総合相談を実施しました。	(1) ポルトガル語（毎月）と中国語（隔月）で広報紙を発行しました。また、6月から同広報（ポルトガル語）のメール配信を再開しました。 (2) 多言語で対応可能な職員を窓口配置し、住民登録等の総合相談を実施しました。			
外国人集住都市会議と連携した国等への要望の実施 外国人集住都市会議参加の23都市が連携し、自治体単独では解決できない法律や制度上の課題について、国等への要望を検討します。	通年	(1) ブロック会議（年6回程度）長野・岐阜・愛知ブロックのテーマについて協議します。 (2) 全体会（年2回程度）に参加します。	(1)(2) ブロック会議と全体会に出席し、主に、1/31に開催する外国人集住都市会議の内容について協議しました。	(1)(2) 1/31開催の外国人集住都市会議（首長会議）では、市長が外国人受入や就労に係る基本法整備の必要性や活躍する外国人の事例集の作成等について、国に要望しました。また、事務局がブロック会議7回・全体会2回、計9回の会議に出席しました。			
市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			取組による効果・残された課題				
特記事項	(1) 異文化体験や多文化交流を求める市民が多くなっていることから、上田市多文化共生推進協会を中心に、大勢の市民が参加し交流できるイベント等を企画します。 (2) 外国籍市民との積極的な交流や支援を望んで、イベントや子どもサポートのボランティアを志向する市民が増えていることから、協会を中心に意欲ある市民を支援し、活躍できる場の提供を行います。 (3) 外国籍市民の定住化が進んでいることから、外国籍市民が自立し、かつ自ら積極的に社会参加できるような取組を進めます。						